

## (仮称) 橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめあらゆる感染症を原因とする人権の侵害を防止する条例・骨子案の意見募集について

全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともない、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること、あるいは新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じていないおそれがあること等を理由に、感染者、濃厚接触者、医療従事者等に対する誹謗中傷や忌避する行為が発生しています。和歌山県においても、同様の誹謗中傷があることを背景に、昨年12月24日に「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」が施行されたところです。

本市においては、今のところ同様の事象の発生は、あまり確認されてはいませんが、今後、感染が拡大するような状況になれば、誹謗中傷等が発生する恐れがあります。市としては、新型コロナウイルス感染症のみならず、あらゆる感染症を原因とする誹謗中傷等の人権侵害を未然に防ぎ、感染症を原因とする人権の侵害のない社会を実現していくため、標記条例の制定を検討しています。つきましては、この度、標記条例の骨子案をまとめましたので、市民の皆様からのご意見を募集いたします。

### 1. 意見の募集期間

令和3年1月12日(火)から令和3年2月5日(金)まで

### 2. 骨子案の閲覧方法

(1)市ホームページ ※常時閲覧可能

(2)骨子案の備え付け場所

- ①人権・男女共同推進室
- ②各文化センター
- ③市役所本庁1階ロビー
- ④保健福祉センター1階ロビー
- ⑤市図書館
- ⑥中央公民館及び各地区公民館

※なお閲覧時間については、以下のとおり。

- ①～④月曜日から金曜日までの9時から17時まで
- ⑤火曜日から日曜日までの9時から18時まで
- ⑥火曜日から日曜日までの9時から17時まで

### 3. 意見の提出方法

件名に「(仮称) 橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめあらゆる感染症を原因とする人権の侵害を防止する条例・骨子案に対する意見」と明記のうえ、以下のいずれかの方法により、人権・男女共同推進室あて提出してください。

(1) 郵送 (持参可) 〒648-8585 (住所記載不要) 橋本市 人権・男女共同推進室あて

(2) ファックス 0736-33-1665

(3) メール [jinken@city.hashimoto.lg.jp](mailto:jinken@city.hashimoto.lg.jp)

### 4. 意見の提出に係る留意事項

・任意の様式に以下の内容を記載してください

(参考様式は、閲覧場所に設置しています。また市ホームページからもダウンロードできます)。

①住所、②氏名、③電話番号、④ご意見 (簡潔、明瞭に記入)

・口頭や電話での意見は受付いたしませんので、ご了承ください。

・ご意見受付の締切は、令和3年2月5日(金)17時(必着)となりますので、ご注意ください。

### 5. 提出いただいた意見の取り扱い

(1)ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

(2)類似するご意見を取りまとめて、市ホームページで公表します。

(3)趣旨が不明瞭なもの、骨子案に関係のない意見等については、市の考え方を示すことはいたしません。

(4)提出いただいた書類は返却しません。

(5)ご記入いただいた個人情報は、今回の意見募集以外には使用しません。

### 6. 問い合わせ先

橋本市 総合政策部 人権・男女共同推進室 0736-33-1229 (直通)

# (仮称) 橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめあらゆる感染症 を原因とする人権の侵害を防止する条例・骨子案

## 【目的】

- ・日本国憲法及び橋本市人権尊重の社会づくり条例の理念にのっとり、感染症を原因とする人権の侵害を防止するために必要な事項を定めることにより、あらゆる感染症を原因とする人権の侵害のない社会の実現を目的とする。

## 【定義】

- ・「新型コロナウイルス感染症」、「感染症」、「感染症に係る誹謗中傷等」及び「事業者」を定義する。

## 【基本理念】

- ・感染症に係る誹謗中傷等を許すことなく、安心して暮らせるまちづくりを目指す。
- ・国、県、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に協力しながら、取組みを推進する。

## 【誹謗中傷等の禁止】

- ・何人も、感染症に係る誹謗中傷を行ってはならない。
- ・何人も、インターネット等を利用して誹謗中傷等を行うことや、またその拡散をしてはならない。

## 【市の責務】

- ・市は、国、県、市民、事業者、及び関係機関等との連携により、施策を推進する。
- ・市は、市民、事業者、及び関係機関等の取組を支援する。

## 【市民・事業者の役割】

- ・市民は、必要な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する施策に協力する。
- ・事業者は、従業員の人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する施策に協力する。

## 【誹謗中傷等の解消への取組】

- ・市は、誹謗中傷等を行った者に対して、誹謗中傷等を行わないよう指導・助言をする。更に、これに従わない場合には、勧告を行う。
- ・市は、インターネット等への誹謗中傷等の書き込みを監視し、発見した場合には削除要請に努める。

## 【教育及び啓発】

- ・市は、誹謗中傷等を解消するため、必要な教育及び啓発を行う。

## 【相談体制の充実】

- ・市は、誹謗中傷等に関する相談に対応するとともに、相談体制の充実に努める。

## 【誹謗中傷等の実態把握】

- ・市は、誹謗中傷等の解消に資するため、必要な調査を実施する。
- ・市は、インターネット等への誹謗中傷等の書き込みを監視し、誹謗中傷等の実態把握に努める。